

平成24年全国広報コンクール応募要領

1 応募作品の媒体・部門

(1) 広報紙

- ① 都道府県・政令指定都市部
- ② 市部
- ③ 町村部

※自治体以外の会員団体については、その広報対象域によって、①から③の部門に振り分ける。

(2) ウェブサイト

- ① 都道府県・政令指定都市部
- ② 市部
- ③ 町村部

※自治体以外の会員団体については、その広報対象域によって、①から③の部門に振り分ける。

(3) 広報写真

(政令指定都市、市町村、自治体以外の会員団体)

- ① 一枚写真
- ② 組み写真

(4) 映像

(政令指定都市、市町村、自治体以外の会員団体)

(5) 広報企画

(都道府県、政令指定都市、市町村、自治体以外の会員団体)

2 応募基準

(1) 応募団体は、日本広報協会の会員団体であること。

(2) 応募作品は、次の要件を満たしているものであること。

- ① 各媒体とも団体の企画によるもの。
- ② 平成23年1月～12月の間に発行、発表されたもの。

※補足1 広報紙については、配布日ではなく発行日を基準とする。例えば、平成23年12月28日に配布した平成24年1月号については、平成24年全国広報コンクール審査対象ではなく、平成25年全国広報コンクール審査対象とする。

※補足2 ウェブサイトについては、平成23年1月～12月時点で公開されているもので、なおかつ平成24年4月末時点で公開されているものを審査対象とする。

※補足3 ウェブサイトは、それぞれの団体の公式ウェブサイト本体を審査対象とする。特設サイト、関連サイトだけを審査対象とはしない。

※補足4 広報写真については、広報紙に準じ、配布日ではなく発行日を基準とした広報紙に掲載されたものを審査対象とする。

※補足5 広報企画については、平成23年1月～12月時点で公開されているものを審査対象とする。

3 応募方法

都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等を通じて応募することとする。

- (1) 「広報紙 都道府県・政令指定都市部」の都道府県の作品、「ウェブサイト都道府県・政令指定都市部」の都道府県の作品及び「広報企画」の都道府県の作品については、都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等を通じて直接主催者へ応募することとする。
- (2) 「広報紙 都道府県・政令指定都市部」の政令指定都市の作品、「ウェブサイト都道府県・政令指定都市部」の政令指定都市の作品及び「広報企画」の政令指定都市の作品については、政令指定都市が自薦したものを都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等を通じて主催者に推薦する。
- (3) 「広報紙」の市町村の作品については、都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等が選考の上、都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等を通じて主催者に推薦する。
- (4) 「広報写真」「映像」の政令指定都市、市町村の作品については、都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等が選考の上、都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等を通じて主催者に推薦する。
- (5) 「ウェブサイト」の市町村の作品及び「広報企画」の市町村の作品については、市町村が自薦したものを都道府県広報広聴主管課または日本広報協会支部等が主催者に推薦する。
- (6) 「広報紙」「ウェブサイト」「広報写真」「映像」「広報企画」の自治体以外の会員団体の作品については、自治体以外の会員団体が直接主催者へ応募することとする。

推薦一覧表

	都道府県	政令指定都市	市	町村
広報紙	自薦	自薦	選考	選考
ウェブサイト	自薦	自薦	自薦	自薦
広報写真	一枚	選考	選考	選考
	組み	選考	選考	選考
映像	—	選考	選考	選考
広報企画	自薦	自薦	自薦	自薦

4 応募点数

- (1) 部門ごと各団体の応募は1点とする。
- (2) 「広報紙 都道府県・政令指定都市部」の政令指定都市の作品については、各団体の応募は1点とするが、都道府県内に政令指定都市が複数ある場合は、複数の団体から自薦があったものは、すべて応募することができる。
 ※補足 A県にB市、C市と二つの政令指定都市があり、B市、C市ともに自薦があった場合、すべて応募できる。
- (3) 「広報紙 市部」及び「広報紙 町村部」の作品については、部門合わせて2点以

内とする。

※補足 広報紙の「市部」「町村部」についての推薦方法は、「市部」1点・「町村部」1点の場合、「市部」2点の場合、「町村部」2点の場合、「市部」1点のみの場合、「町村部」1点の場合と、5種類ある。いずれの推薦方法でも可。審査及び表彰は、「市部」と「町村部」は分けて行う。

(4) 「ウェブサイト」及び「広報企画」の作品については、各団体の応募は1点とするが、都道府県からの推薦点数は問わない。

(5) 「広報写真」の作品については、部門合わせて2点以内とする。

※補足 写真の「一枚写真」「組み写真」についての推薦方法は、「一枚写真」2点の場合、「組み写真」2点の場合、「一枚写真」1点・「組み写真」1点の場合、「一枚写真」1点の場合、「組み写真」1点の場合と、5種類ある。いずれの推薦方法でも可。

(6) 「映像」の作品については、1点とする。

(7) 自治体以外の会員団体の作品については、各部門ごと応募は1点とする。

応募点数一覧表

		都道府県	政令指定都市	市	町村
広報紙		1点	政令指定都市ごとに1点	合わせて2点	
ウェブサイト		1点	各団体ごとに1点(都道府県からの推薦点数は問わない)		
広報写真	一枚	—	合わせて2点		
	組み	—			
映像		—	合わせて1点		
広報企画		1点	各団体ごとに1点(都道府県からの推薦点数は問わない)		

5 各部門ごとの応募上の留意点

(1) 広報紙

① 全戸配布を目的に年に4回以上定期的に発行するもので、臨時増刊号やグラフ誌および有料販売のものを除く。

※補足1 自治体以外の会員団体の場合、「全戸配布」という規程は免除する。

※補足2 広報紙については、配布日ではなく発行日を基準とする。例えば、平成23年12月28日に配布した平成24年1月号については、平成24年全国広報コンクール審査対象ではなく、平成25年全国広報コンクール審査対象とする。

② 応募作品を10部、参考用として直前直後発行の広報紙各5部を提出する。

※補足1 通常版広報紙とお知らせ版広報紙を交互に発行している場合、応募作品番号が通常版広報紙であれば、直前直後の通常版広報紙を参考用として提出する。例えば、毎月1日号が通常版広報紙で、15日号がお知らせ版広報紙で、応募作品が10月1日号の通常版広報紙の場合、参考用の広報紙は9月15日号・10月15日号のお知らせ版広報紙ではなく、9月1日号・11月1日号の通常版広報紙とする。

※補足2 12月号を提出する場合、提出時期・発行時期によっては翌年号が提出できない場合、前々号とする。例えば、年4回発行の広報紙の場合で12月

号が応募作品であれば、参考作品号は、直前の9月号、前々号の6月号で構わない。

(2) ウェブサイト

- ① 都道府県、政令指定都市、市町村のウェブサイトとして開設しているものに限る。自治体以外の会員団体の場合は、その団体のウェブサイトとして開設しているものに限る。

※補足3 ウェブサイトは、それぞれの団体の公式ウェブサイト本体を審査対象とする。特設サイト、関連サイトだけを審査対象とはしない。

(3) 広報写真

- ① 広報紙に掲載されている写真（広報紙自体）を対象とする。
一枚写真は、表紙及び記事ページの中で、写真一枚で表現しているもの。
組み写真は、表紙、記事ページ1ページまたは見開きページで、複数の写真で表現しているもの。

※補足1 表紙や記事ページに2枚以上の写真で表現していても、そのうち1点を一枚写真として応募することは可。2ページにまたがっている一枚の写真も応募することは可。

※補足2 組み写真は、見開き2ページで構成されているものに限る。3ページ以上にまたがる組み写真の場合、そのうちの任意の見開きページを選択すること。

※補足3 見開きは、表紙と裏表紙にまたがっている場合も可。

- ② 応募写真が掲載されている広報紙を7部、参考用として、一枚写真は、プリントアウトした写真現物（サイズ自由）を1点、組み写真は当該審査対象のすべての写真現物（サイズは自由）を1点ずつ提出する。

(4) 映像

- ① 30分以内の映像作品とする。放送日が違うシリーズ物については、そのうちの1点とする。また、スポット作品（CM作品）は除く。
- ② DVDに収録したものを5本提出する。記録メディアはDVD-Rとし、記録方式はDVD（ビデオモード）とし、必ずファイナライズ（他のDVD再生機器でも見ることができる）処理を行うものとする。

(5) 広報企画

- ① 企画書及び広報企画で展開した広報成果物をセットで提出
※作品の大きさ、イベント等、現物の送付が困難な場合は写真等も可
※広報企画部門該当作品事例としては、平成22年全国広報コンクール企画部門審査結果を参照（別添）
- ② 企画書及び広報成果物は5セット提出する。

6 応募締め切り

平成24年2月10日（金）

7 応募先

社団法人日本広報協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 Phone 03-5367-1701

8 添付書類

(1) 推薦書 (別添 様式1 参照)

(2) 部門ごとの調査票 (別添 様式2 参照)

※広報企画は企画書を提出のこと

※応募作品は原則として返却いたしません。

なお、実施規程、応募要領については日本広報協会ウェブサイト (<http://www.koho.or.jp>) でもご案内いたしますので、ご覧ください。

広報コンクール > 全国広報コンクール > 全国広報コンクールの概要